

勝浦市営駐車場指定管理者募集要項

勝浦市では、勝浦市営駐車場を利用する利用者に対する利便性の確保及び観光振興等に係る施策の財源確保を図ることを目的とし、地方自治法第244条の2第3項及び勝浦市営駐車場設置管理条例第14条の規定に基づき、勝浦市営駐車場の維持管理及び運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1. 施設の概要

(1) 墨名駐車場

- ①所在地 勝浦市墨名 815 番 7
勝浦市墨名 815 番 51
勝浦市墨名 815 番 54
勝浦市墨名 815 番 55
勝浦市墨名 815 番 56 の一部
- ②管理箇所 勝浦市墨名 815 番 7 の一部
勝浦市墨名 815 番 51
勝浦市墨名 815 番 54

(2) 出水駐車場

- ①所在地 勝浦市出水 1212 番 2
勝浦市出水 1212 番 15
勝浦市出水 1212 番 16
- ②管理箇所 勝浦市出水 1212 番 2
勝浦市出水 1212 番 15
勝浦市出水 1212 番 16

(3) 施設の規模等：勝浦市営駐車場指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

2. 指定管理者の業務の範囲

- (1) 勝浦市営駐車場設置管理条例第15条に規定される業務の実施に関すること。
- (2) その他、仕様書のとおり。

3. 業務に係る経費に関する事項

(1) 維持管理及び運営の経費

勝浦市営駐車場の維持管理及び運営については、指定管理者による独立採算制とし、本市から指定管理者に対する維持管理及び運営に関する経費の支払いはあ

ア 休業日・・・なし（市長が指定した日は除く。）

イ 利用時間・・・午前零時から午後12時まで

※ ただし、ア、イいずれについても、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができます。

(2) サービスの向上及び維持管理

施設を常に利用可能な状態に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を常に図り、利用者の増加に努めてください。また、施設設備の維持管理を適切に行ってください。

(3) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、指定管理業務の一部を委託する場合で、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りではありません。

(4) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、個人情報の適正管理に関して勝浦市個人情報保護条例の規定を遵守し、施設の管理にあたり個人情報を取り扱う場合には、その扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

(5) 関係法令の遵守

指定管理者は、維持管理及び運営を行うにあたっては、関係法令及び条例等を遵守し、業務を遂行しなければなりません。

6. 指定管理者と市の責任分担等

指定管理者と本市の責任分担については、仕様書別紙1 責任分担表のとおりとします。

7. 参加者の資格等

(1) 参加資格

法人等の団体

(2) 参加の制限

団体又はその代表者が次の各号に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 国税及び地方税を滞納している者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する

暴力団及びその利益となる活動を行う者

カ 勝浦市暴力団排除条例第2条各号のいずれかに該当する者

キ 勝浦市暴力団排除条例第2条に規定する者が実質的に経営を支配する団体、若しくは密接な関係を有する団体

(3) 参加要件

指定管理者の候補者選定へ参加を希望する者（以下「申請者」という。）は下記アからウの要件を満たすものとします。

ア 千葉県内の公営駐車場において、150台を超える駐車場を直近5年間で3年以上の運営経験を1ヶ所以上有すること。

イ 千葉県内に支店または営業所を有すること。なお、支店及び営業所等の登記の有無については問わない。

ウ トラブル発生時や苦情・要望等受付時に利用者の個人情報を取り扱うこととなるため、プライバシーマークを取得済み又は本指定管理開始までに取得予定であり、業務上知り得た個人情報を他に漏らさない体制ができてい

ること。

8. 実施スケジュール

内容	期日
募集要項等の配布開始	令和6年9月24日（火）正午から
質問の提出期限	令和6年9月30日（月）正午まで
質問の回答期日	令和6年10月7日（月）
勝浦市営駐車場指定管理者指定申請書等の提出期限	令和6年10月11日（金）午後5時15分まで
企画提案書等の提出期限	令和6年10月30日（水）午後5時15分まで
プレゼンテーション実施日	令和6年11月11日（月）
審査結果通知（予定）	令和6年11月18日（月）

9. 募集要項等の配布

募集要項等申請関係書類は勝浦市ホームページからダウンロードできます。また、勝浦市観光商工課の窓口で配布します。

ホームページアドレス<https://www.city.katsuura.lg.jp>

10. 質問及び回答

(1) 提出様式 質問書

(2) 提出期限 令和6年9月30日（月）正午まで（必着）

(3) 提出先 勝浦市役所観光商工課

電子メール：kankou-ks@city-katsuura.jp

電話：0470-73-6641

(4) 提出方法

質問書に記入したものを、上記アドレスに電子メールにより送信し、着信確認のため、メール送信後、必ず担当課に電話連絡を行ってください。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、10月7日(月)までに、勝浦市のホームページに掲載します。

1 1. 勝浦市営駐車場指定管理者指定申請書等の提出について

(1) 提出書類

申請者は、次の書類を提出してください。

- ア 勝浦市営駐車場指定管理者指定申請書(以下「指定申請書」という。)
- イ 団体概要書
- ウ 団体定款
- エ 登記事項証明書
- オ 県税に係る納税証明書
- カ 国税に係る納税証明書(法人税・消費税)

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限

令和6年10月11日(金)午後5時15分まで(必着)

※留意事項

この期限までに必要書類のすべての提出がない場合は、受付することができませんのでご注意ください。

(4) 提出先

〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地の1
勝浦市 観光商工課 観光係(勝浦市役所2階)

(5) 提出方法

持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで)又は書留郵便での提出

1 2. 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

指定申請書を提出した申請者は次の書類を提出してください。

- ア 企画提案書
- イ 控除基準額提案書
- ウ 事業計画書(任意様式) 事業計画書には、次の事項を掲載すること。
 - ・施設の管理運営に係る基本方針
 - ・指定期間内の年度ごとの事業計画
 - ・事業の具体的実施要領(管理運営実施計画・利用料金等)

- ・工事体制図（責任者、実施体制、市民対応等の体制がわかるもの。）
- ・管理体制（責任者、実施体制、市民対応等の体制がわかるもの。）
- ・参加要件に関すること（実績、県内の支店等の状況等）
- ・（添付）事業に必要な登録証明書等
- ・（添付）設置機器の仕様がわかる資料

エ 収支計画書（任意様式）

- ・指定期間内の年度ごとの収支計画書を記載すること
- ・（添付資料）財務諸表（過去2会計期間分）及び経営実績が分かるもの

オ その他申請者が必要と判断する書類

※その他市長等が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出部数

正本1部、副本8部（副本は複写可）を提出してください。

※留意事項

- ① 前項のアからキは、それぞれにインデックスを貼った上でクリップ・ステープラー等でまとめてください。
- ② 前項のクからコに関しては①とは別にクリップ・ステープラー等でまとめてください。

(3) 提出期限

令和6年10月30日（水）午後5時15分まで（必着）

※留意事項

この期限までに必要書類のすべての提出がない場合は、受付することができませんのでご注意ください。

(4) 提出先

〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地の1
勝浦市 観光商工課 観光係（勝浦市役所2階）

(5) 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで）又は書留郵便での提出

(6) 留意事項

下記の留意事項を確認してください。

- ア 申請1団体につき1申請とします。
- イ 申請に関し必要な費用は、申請者の負担となります。
- ウ 提出された申請書類の内容を変更、追加及び修正することはできません。
- エ 担当課が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
- オ 提出された書類は、返却しません。なお、本件にかかる情報公開請求があったときは、勝浦市情報公開条例の規定に基づき開示することとします。
- カ 申請書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

- キ 申請書類提出後の申請を取り下げる場合は、辞退届を提出してください。
- ク 提出書類の規格は、全てA4版とします。
- ケ 申請者が多数の場合は、一次審査を書面で行います。

13. 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

- ア 選定は、申請者が提出した申請書類等の書面による審査及びプレゼンテーションによる選定とします。
- イ 指定管理候補者の選定は、提出書類を基に、「勝浦市営駐車場指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が行い、市長が決定します。
- ウ 申請者が1団体であっても選定委員会で審査し、指定管理候補者としての適否を判断します。

(2) 実施日時

令和6年11月11日（月） ※時間は別途連絡します。

(3) 実施場所

勝浦市役所4階 401会議室（予定）

(4) 提案方法等

プレゼンテーションの実施の順序は、企画提案書の提出順とし、プレゼンテーションに係る1事業者の持ち時間は30分（説明20分、質疑10分）を予定しています。

(5) 審査

- ア 審査は、提出された書類及びプレゼンテーションにより行います。
- イ 審査にあたっては別表に定める勝浦市営駐車場指定管理者選定基準により選定基準及び審査項目において審査内容を審査し、同表に定める配点の基準に基づき採点し、委員ごとの審査の総合得点数第1位とした委員数が最も多い申請者を指定管理候補者として選定します。
- ウ イに規定する審査の結果、委員ごとの採点において合計得点数第1位とした委員数が最も多い申請者が2者以上ある場合は、すべての委員の合計得点の合計（以下「総合得点」という。）が最も多い者を指定管理候補者として選定します。
- エ ウに規定する審査の結果、総合得点が同点となった場合は、審査会に出席しているすべての委員による協議により指定管理候補者を選定します。
- オ イ、ウ又はエに規定する審査の結果、指定管理候補者として選定された場合であっても選定基準「その他」を除く審査内容ごとに1つでも0点となった場合、又は総合得点が80点に満たない場合は指定管理候補者として選定しません。なお、その際は次点の申請者を指定管理候補者とします。

(6) 機材等

プロジェクター、プロジェクター接続コード（HDMI）、スクリーンは事務局が用

意します。それ以外のもの（パソコン含む）を使用される場合は申請者をご準備下さい。

1 4. 審査結果

審査結果は、参加者全てに郵送で通知します。また、勝浦市ホームページで公表します。

- ア 指定管理候補者の決定（選定委員会審査結果を受け決定）
令和6年11月11日（月）以降15日（金）の間
- イ 選定結果を申請者に通知
令和6年11月18日（月）を予定

1 5. 指定管理者の候補者選定後における手続等

(1) 指定管理候補者との協議

- ア 指定管理候補者と当該施設の管理運営業務の細目について協議を行い、市からの修正の求めがあった場合、指定管理候補者は修正に応じなければなりません。
- イ 修正協議が整わない場合には、選定委員会の審査において次点となった申請者を指定管理者候補者として協議を行います。

(2) 指定管理者の決定

- ア 協議が整った指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案（指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、指定管理者に指定する団体等の名称及び住所、指定の期間）を勝浦市議会に提出し、議決後に指定管理者として指定します。
- イ 指定にあたっては、指定管理候補者に文書で通知するとともに公表します。
- ウ 勝浦市議会への議案提出は、令和6年12月を予定しています。

(3) 指定管理者との協定書の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、市長と施設の管理に関する協定を下記スケジュールのとおり締結しなければなりません。

(4) スケジュール

- ア 候補者を指定管理者に指定するための勝浦市議会への議案提出
令和6年12月を予定
- イ 指定管理者の指定の公表
議会議決の日の翌日以降
- ウ 基本協定書の締結期日
議会議決の日の翌日以降

1 6. 協定で定める事項

(1) 基本協定

- ア 指定期間に関する事項
- イ 業務計画に関する事項
- ウ 利用料金に関する事項
- エ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- オ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- カ 納付金に関する事項
- キ その他市長が必要と認める事項

(2) 年度協定

- ア 年度協定期間に関する事項
- イ 納付金の支払いに関する事項
- ウ 疑義等に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

17. その他留意事項

(1) 指定の取消し及び協定の解除

指定管理者が次の事項に該当するときは、指定の取消し、業務の停止、協定の解除等を行うことがあります。

- ア 指定管理者が協定に違反したと認めるとき。
- イ 業務開始前に、財務状況の悪化等により事業の履行が困難であると認められるとき。
- ウ 社会的信用失墜などにより指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- エ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき。

(2) 選定委員との接触の禁止

申請者は、選定委員に対し、本件申請についての接触をしてはなりません。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

(3) 審査結果の公表

審査結果の概要及び指定管理者候補者名を公表します。

(4) 建物・敷地

敷地等既存設備については、無料使用賃貸を原則とします。

(5) その他

- ア 指定申請書を提出した後に申込みを辞退する場合は、参加辞退届により届け出るものとします。
- イ 提出された指定申請書等は返却しません。なお、提出された書類は本選考以外に使用しません。
- ウ 指定申請書等は原則として公開しません。

- エ 審査経過や結果への問合せには応じないこととします。
- オ 審査結果に関する異議は一切受け付けません。
- カ 審査経過及び結果は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがあります。

18. 添付資料・様式

- (1) 申請に係る様式（申請書・団体概要書・企画提案書・控除基準額提案書）
- (2) 質問書
- (3) 参加辞退届
- (4) 勝浦市営駐車場設置管理条例及び勝浦市営駐車場設置管理条例施行規則
- (5) 勝浦市営駐車場指定管理業務仕様書
- (6) 勝浦市営駐車場指定管理者選定基準

19. 問合せ先

〒299-5292

千葉県勝浦市新官1343番地の1

勝浦市役所観光商工課観光係

E-mail kankou-ks@city-katsuura.jp

電話：0470-73-6641

FAX：0470-73-8788

(参考)

○地方自治法施行令第167条の4

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○勝浦市暴力団排除条例(抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。